

In April 2022, Osaka City University and Osaka Prefecture University merge to Osaka Metropolitan University

Title	(第1章)「意思決定」や「意思表示」が苦手な人々
Author	安田 恵美
Citation	URP「先端的都市研究」シリーズ. 18巻, p.1-9.
Published	2020-03-15
ISBN	978-4-904010-33-4
Type	Book Part
Textversion	Publisher
Publisher	大阪市立大学都市研究プラザ
Description	刑務所出所者等の意思決定・意思表示の難しさと当事者の声にもとづく支援
DOI	10.24544/ocu.20200615-016

Placed on: Osaka City University

Osaka Metropolitan University

第1章

「意思決定」や「意思表示」が苦手な人々

安田恵美

1 はじめに

私たちは、日常生活の中で常に「選択」している。

職場に行くまでに、何時に起きて、どの手段で、どの経路をたどるのか。天候が悪ければ、早めに家を出たり、いつも徒歩で通っているところ、バスを利用するなどの臨機応変な対応をすることもあるだろう。昼食の時間には、持参したお弁当を食べる人もいれば、外食する人、コンビニで調達したものをオフィスで食べる人もいるだろう。あるいは、昼食をとらないという選択をする人もいるかもしれない。空腹が午後の仕事に支障をきたす、あるいは健康にとって好ましくないからといって、私たちに昼食をとる義務はなく、雇用主の側においても被雇用者に昼食を提供する義務は、必ずしもない。

もう少し広く私たちの生活をみたときには、金銭的に、あるいは心身の健康に問題を抱えているばあい、社会福祉、医療等の各種サービスを選択し、受けながら生活を営んでいる。当該サービスが契約に基づくものである場合には、必要としていたとしても、「そのサービスを受けること」が義務付けられることもない。

しかしながら、「意思決定に基づくサービスの提供」という公式が必ずしも当てはまらない空間がある。そのひとつが、「刑務所」である。刑務所では、そもそも受刑者が意思決定をする機会が大きく限定されている。さらに、そのような生活に慣れた受刑者は「意思決定」のスキルや、「意思表示」の

スキルが乏しいものとなっていることが少なくない¹。

この問題は、近年の「司法と福祉の連携」体制を強化する施策および、諸機関の取り組みの中で、徐々に顕在化してきたといえる。

この「司法と福祉の連携」の流れの中で、刑務所出所後、サービスが必要な場合には、もれなくサービスを確保するための取り組みが拡大しつつある。その取り組みによって、社会的排除状態をその背景とする累犯のスパイラルから抜け出し、「衣食住を求めている」犯罪をしなくとも生きていくことができる環境の整備が徐々に広がっている。ただし、これらのサービスの多く、あるいは高齢や障害を抱えた満期出所者等に対する「特別調整」は、当事者の同意を前提にしていることから、契約に必要な意思決定や意思表示を十分に行うことができない者が少なからずいる、という問題状況が明らかになってきた。

「意思決定」の機会が塙の外よりも限定された環境で数年生活してきた受刑者にとっては、サービスの内容を理解し、サービスを受けることのメリットを理解した上で、受けることを同意する、という一連の「意思決定」プロセスを踏むことも容易なことではない。

上述の通り、刑務所出所者の中にも、意思決定や意思表示が不得手な人々も少なくない。この「不得手さ」には、塙の外とは異なる、刑務所ならではのルールや文化等があると思われる。

しかしながら、すべての支援者・機関において、そのような「刑務所出所者等」の特性が最初から浸透しているというわけではない。とりわけ、「司法と福祉の連携」体制が広がりつつある中で、刑務所出所者等に対する支援にもかかわるようになった、という機関・人も少なくない。そのような状況の中で、「福祉的支援」の文脈において、「福祉に沿わない」というフレーズを目にすることがある²。これは、各種福祉機関への調査の中で支援者等か

¹ ただし、受刑経験とは別に、個々の特性として意思決定や意思表示が不得手な者がいる可能性も否定できない。本章で示すのは、普遍的な特徴ではなく、諸研究で指摘されており、かつ筆者自身も出所者や支援者等に対する聞き取り調査の中で見出してきた傾向である。

² たとえば、丸山泰弘「第11章 非拘禁的措置の担い手と関連機関ネットワーク—地域生活定着支援センターを中心に」、刑事立法研究会編『非拘禁的措置と社会内処遇の展望と課題』278頁以下（2012）。

ら発せられたことばである。この言葉の背景にある問題は、入所した福祉施設内で、職員や他の利用者とトラブルを起こしたり、施設から無断で外出・外泊したりするなどの問題行動を繰り返すといったものである。筆者が実態調査を行う中で、そのような問題行動に対するリスクマネジメントの一つとして、保護観察をつけることを望む声もしばしば聞こえてくる。

なぜ、彼ら・彼女らは問題を起こすのか。この点について、自分の気持ちを言葉にすることが苦手である、と分析する支援者らの言葉から示唆を得て（2 節）、刑務所での特殊な生活環境に着目しながら、刑務所出所者特有の意思決定・意思表示支援のニーズを明らかにしたい（3 節）。

2 自分の気持ちを伝えることが難しい刑務所出所者

まず、当事者や支援者の声をてがかりに、刑務所出所者等の意思決定・意思表示の難しさについて示したい。

「高齢者犯罪者と社会的排除」を特集した法学セミナー754号には「[座談会] 高齢出所者の社会参加と社会復帰—高齢出所者とその支援者を迎えて」というタイトルで、当事者と支援者5名、そして筆者の7名での座談会の記事が掲載されている（安田ほか、39-49）。

ここで注目したいのが、当事者である清水さん（仮名）の「失踪」をめぐる対話である。清水さんは就労支援の事業所で働いている。最初の事業所は支援者との対人関係を原因として「失踪」し、次の事業所では同僚との対人関係を原因として「失踪」した。この座談会は、2回目の「失踪」の直後に行われたものである。座談会の記事には、2回目の「失踪」についての清水さんの言葉が掲載されている。「一つは、仕事の仲間で嫌いなのがいたので…。モメはしていないのですが、何か知らないけれども、殴ってやろうかと思うくらい嫌な感じだったのです。殴ってしまう前に、もう自分から抜けようと思って…。この言葉にたいして、支援者の一人は「トラブルになるくらいなら、自分が行かないほうがましだという極論になってしまったのですね。」とコメントしている。

私たちは、日常的に「他者」とコミュニケーションをとっている。メール

や SNS、電話、そして対面でのコミュニケーションの中で、ときに異なる意見の人、あるいは苦手な人と対峙しなくてはならないこともある。その時には、逃げ出したいという気持ちを抱えながらも、意を決して問題解決に向けた対話を行うこともあるだろう。「失踪」という方法をとって、問題を「回避」しようとした清水さんの思いについては、同座談会の支援内容の変更の決定に関する文脈でも以下のように支援者から述べられている。「本人に能力的な問題が生じていて、決定できない場合は仕方ありませんが、本人がある程度判断できるのであれば、よほどのことがない限りは、強制できません。あまり強制すると、その分反発も強まり、逃げてしまうことにもつながります」。

さらに、刑務所出所者等の「意思表示の苦手さ」について理解するための手がかりとして、ある支援者の指摘を参照したい。

「(ある高齢出所者は)人とうまくやっていくために納得できないことでも愛想よくその場を取り繕い、状況が悪くなれば、交渉せずにその場を立ち去ることを繰り返してきた。そんな人に、生活保護を受け、衣食住を整え、四角四面で正しい生活の枠にはめ、枠からはみ出そうとするたびに、刑務所より社会の方がましだろうと説いてきた。しかし、本人の立場に立ってみれば、社会は生きづらさを抱えてきた場所であり、“縁”を見つけることに不安や戸惑いを感じることはごく自然なことで、生活に慣れるまでに時間を要することを理解しなければならなかった」(山田、2017 ; 6-7)。ここで登場する当事者の脱走は、「失敗」ではなく、彼にとっては「生きる術」である。

この点にかんして、社会から排除される経験を重ねてきた高齢出所者においては「支援者との対人距離を推し量ることが難しいものや、猜疑心・敵対心から、支援を受け入れる心的準備が整っていない」者が少なくない、との指摘がある(船山、2017 ; 8)³。そのような段階にある者に対する、「支

³この点に関連して、船山は以下のように指摘する。「このような対象者は、本当に支援者を信じていいのか、支援者に対して、揺さぶりをかけてくる場合が多い。具体的には支援者が困惑するような言動をとり、どこまで自分という人間を受け入れてくれる支援者なのか試している行動といえる」。なお、この点に関する論考として、神垣一規・船山健二「福祉支援を

援」としての介入は、「時として他人の心に土足で踏み込むようなもの」（船山、2018；9）である。刑務所拘禁経験を通じてコミュニケーションの力を失った高齢出所者たちは、そのことに対する「怒り」や「不満」を、ときに支援者への「反発」の形であらわす。その反発が、ときに「再犯」という形になることもあるだろう（安田、2018；295）。

これらの指摘から、刑務所出所者等の「意思決定や意思表示が苦手である」ということの背景には、彼ら・彼女らが刑務所に入る前に置かれていた社会的排除状態や、刑務所内での生活を通しての経験があると思われる。

すなわち、「司法と福祉の協働」の動きの中で、彼ら・彼女らが必要としているサービスをもれなく確保するための試みが行われてきた。しかしながら、その動きの中に置かれた当事者たちにとっては、そもそも目の前にいる支援者が自分の味方なのかどうか疑わしいものであったり、その支援者が提示するサービスが自分にとってメリットがあるものなのか、デメリットが大きいもののかも判断することが難しい状況であったりするのである。

3 刑務所内における意思決定・意思表示の特徴

以上の問題状況に鑑みれば、サービスに関する情報提供やサービスを受けることのメリットについての説明の機会を充実するのみでは、意思決定支援としては不十分であるといえる。さらに、意思決定支援とは別に、「自分の思いや望み」を他者に伝えるための意思表示に向けた支援も必要になるだろう。そこで、次に、刑務所出所者への意思決定・意思表示支援を考える前提として、刑務所における意思決定・意思表示の特徴について示す。

上述の通り、支援者の声から刑務所出所者等が意思決定・意思表示をすることが苦手な背景として、二つの視点を指摘することができる。本章では、そのうち刑務所内での生活に着目することとする。刑務所の中と外の

希望しない高齢受刑者の特徴」、司法福祉研究 14 号、95 頁—113 頁（2014）がある。

生活は大きく異なる。ここでは、とりわけ、自分で「選択」する機会が限定された生活環境である点と自由に話すことができない点に着目したい。

まず、意思決定に関連する、自分で「選択」する機会の少なさ、である。冒頭に述べたように、私たちは常に「できること」の中から、選択し、それらを組み合わせながら生活している（セン；59）。「1限の授業に出るためには、6時に起きて6時半の電車に乗ろう」など、計画を立てながら行動することが要請されている。しかし、受刑者は刑務所内で、時計や地図を見ながら生活することはない。行進についていけば、時間通りに工場や浴場、居室などの目的地に到着する。そこでも、号令を受けて行動をする。そのような生活を送る中で「自分じしんで考えて行動する」力が衰えうる。

また、懲役刑に服している受刑者のばあいには、平日の日中は刑務作業に従事することになる。職業訓練や改善指導等があるときには、それらに参加することもあるが、多くの時間を刑務作業への従事に費やす。それは、そもそも「懲役刑」が「刑務所への拘禁」をもって移動の自由を剥奪し、「所定の作業」として刑務作業への従事を義務付けることを刑罰の内容としているからである。それゆえ、刑務作業は「刑罰」であり、本人の意思と関係なく強制されるものである。その一方で、職業訓練等の改善指導への参加および、どの活動に参加するかは当該受刑者の意向もくまれうるようである⁴。改善指導への参加にあたっての意思決定や意思表示については、第4章で詳述することとし、ここでは、そのように意思決定する機会は限定されている点について指摘するにとどめたい。

次いで、「自由に話すことができない」という点に着目してみよう。

刑務所の壁には、一般の社会ではあまり見かけない張り紙が貼ってあることがある。その張り紙には、「交談禁止」と書かれている。すなわち刑務所では原則として、受刑者どうしで自由にすることは許されていない。

⁴ ただし、正当な理由なく改善指導への参加を拒んではならない、ということが遵守事項として受刑者に対して科されており、この遵守事項に違反すれば、懲罰の対象となることもある。そのため、改善指導への参加については、法的にもつばら当事者の意思にゆだねられているというわけではなく、一定の強制力が働いていると解することができる。

塀の外の生活においては、コミュニケーションが極めて重要である。電子メールや SNS というツールの発展により、他人とコミュニケーションをとる頻度が高くなり、それによりコミュニケーションスキルの重要性も高まってきている。その一方で、刑務所では他者とのコミュニケーションの機会が圧倒的に少ない。

作業中、他の受刑者に確認したいこと等があれば、挙手をして担当の刑務官の許可を得てから相手に話しかける。この光景は、塀の外ではあまり目にすることがない。一般の会社等においては、作業を分担する同僚同士で相談する際に、挙手をして上司に許可を求めることはないだろう。

とはいえ、すべての交談が禁止されているわけではない。例えば、運動の時間や、昼食後談話室において、受刑者同士で談笑することはあるようである。また、刑務官と受刑者においても「対話」する機会はある。

YouTube の法務省チャンネル、「その情熱が、その使命感が秩序を育む」⁵では、刑務官に相談したり自分の意見を伝えたりしている受刑者の様子が紹介されている。この点については、匿名の「受刑者」と「刑務官」の対話の情景は、塀の外で日常的に行われている対話とは大いに異なる、との指摘もある点に留意しなくてはならない（浜井；206）。刑務所内ではルール違反を行えば、懲罰の対象として不利益を被ることがある。自分に対して処分を与えうる「権力」を持つ相手とのコミュニケーションを長年続けてきたという経験が、支援者への猜疑心にもつながりうるものと思われる。

4 おわりに

頭の中に 1 人の刑務所出所者を思い浮かべてもらいたい。

この人の再犯防止のための支援をする、というミッションを受けたとき、まずは何をするか。どのような視点で関わるか。

⁵ この動画が公開されたのは 2009 年 5 月であり、状況が変わっている点もあるが、作業中の様子や受刑者と刑務官の対話の様子については、近年においても大きな変化はないように思われる。

支援の内容そのものは、刑務所出所者に対するものだからと言って特殊なスキルやノウハウが必要なものとは限らない。ハウジング、就労、医療、介助や介護など、それらは出所者が否かにかかわらず有しているニーズである。しかし、「再犯防止」という文字が入っただけで、リスクマネジメントの視点が強調されるのではなかろうか。問題を回避するための支援となれば、そこには契約が前提する両当事者（ここでは、事業者と利用者）の対等な関係性が崩れてしまいかねない。再犯防止のために「支援者が必要であると思慮する」支援と、「利用者が必要としている」支援にギャップが生じ、前者の比重が重ければ、その支援はパターンリスティックなものになってしまうだろう。当該利用者が、意思表示をうまくできない場合には、「問題行動」につながりうる。

「司法と福祉の連携」の名のもとに刑務所出所後に切れ目なく、対人援助サービスを確保するためには、連携体制のみを論じるのみでは不十分である。そこで、意思決定や意思表示に向けた当事者に対する働きかけと、刑務所出所者等の「意思決定・意思表示の難しさ」に関する関係諸機関に対する情報提供がまずは必要になるのである。

〔参考文献〕

- アマルティア・セン、池本 幸生・野上 裕生・佐藤 仁翻訳『不平等の再検討』(1999)、岩波書店
- 船山健二「第2章 『支援不信』の受刑者たち」、安田恵美、掛川直之編『刑務所出所者の更に生きるチカラ、それを支える地域のチカラ』(2017)
- 浜井浩一『刑務所の風景』(2006)、日本評論社
- 神垣一規・船山健二「福祉支援を希望しない高齢受刑者の特徴」、司法福祉研究 14号、95頁—113頁(2014)
- 丸山泰弘「第11章 非拘禁的措置の担い手と関連機関ネットワーク—地域生活定着支援センターを中心に」、刑事立法研究会編『非拘禁的措置と社会内処遇の展望と課題』278頁以下(2012)、現代人文社
- 山田真紀子「地域生活の定着に向けた取り組み—司法と福祉の懸け橋として」、ヒューマンライツ = Human rights 352号6頁-7頁(2017)
- 安田恵美「第15章 高齢犯罪者に対する地域生活定着支援センターによる支援」、刑事立法研究会編『『司法と福祉の連携』の展望と課題』295頁(2018)、現代人文社
- 安田 恵美，山田 真紀子，藤田 直樹，濱田 幸子，河野 慎吾，石野 英司「座談会 高齢出所者の社会参加と社会復帰：高齢出所者とその支援者を迎えて」、法学セミナー 62(11), 39頁-49頁(2017)。